

第6回 糸島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年8月10日(水) 午後1時30分から午後4時30分
2. 開催場所 糸島市交流プラザ志摩館 別館2階大会議室
3. 出席委員(17人)

会長	1番	内野敏一
会長職務代理者	2番	井上孝治
副会長	3番	丸山文子
委員	4番	田中正一
	5番	原田正成
	6番	藤嶋政秀
	7番	松尾幸子
	8番	古家春利
	9番	加茂和義
	10番	古家貴喜
	11番	中原誠也
	12番	宗孝幸
	13番	奥功
	14番	山北敬子
	16番	濱地則夫
	18番	東司時隆
	19番	荻原昌之

4. 欠席委員(2人)

15番	三坂勝弥
17番	宗敏郎

5. 議事日程

議事

- 議案第51号 農地移動適正化あっせん譲受等候補者登録申出について
- 議案第52号 農地移動適正化あっせん申出(譲渡)について
- 議案第53号 非農地証明願について
- 議案第54号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第55号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第56号 糸島市農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について
- 議案第57号 糸島市住宅に付属する農地指定申請について
- 議案第58号 非農地証明願の取り扱いの変更について(案)

6. その他

- 1) 農地法施行規則第29条第1号の規定による届け出について（報告）
- 2) 農地移動適性化あっせんてん未届について（報告）
- 3) 農地移動適性化あっせん取下げについて（報告）
- 4) 農地取得に係る営農のヒアリング資料について
- 5) 農政対策委員会報告について
- 6) 農地対策委員会B班の報告について
- 7) 糸島市農業経営改善計画認定者一覧表（7月認定分）
- 8) 今後の予定について
- 9) その他

7. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長	楠 原 一 昭
農 地 活 用 係 長	前 村 永 久
主 幹	古 川 康 浩
主 事	赤 嶺 尚 人
主 事	沖 香 菜 子

事務局

井上職務代理者による開会挨拶と総会成立宣言を行います。

職務代理者

こんにちは。

猛暑が続く中出席いただきまして、ありがとうございます。

ちょうど1か月前、7月10日の日に、唐津在住の山下惣一さんが亡くなられたことが新聞報道されておりました。かれこれ40年ぐらい前になりますか、JAのホールで講演があったときに、私聞きに行った記憶がございます。冒頭、唐津から糸島の会場まで軽トラックで走ってきましたと言われまして、物すごく親近感を覚えておりました。1981年に「滅反神社」のときには直木賞候補にも上がったほどの逸材であったと思います。皆様も御存じのように、全国農業新聞の一面に「本音のホンネ」ということでコラムを書いておられました。小規模農業こそが日本の農業の礎であるということ強く言っておられたように私は感じております。86歳の生涯だったそうです。冥福をお祈りいたします。

それでは、ただいまより第6回糸島市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、三坂委員、宗敏郎委員の欠席の連絡を受けております。

農業委員会憲章の唱和につきましては、コロナ対策のため省略いたします。

本日の出席は現在17名で委員の過半数が出席しています。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の糸島市農業委員会総会が成立していることを宣言いたします。

事務局

ありがとうございました。

続きまして、内野会長の議長挨拶をお願いいたします。引き続き議事録署名人の指名をお願いいたします。

議長

— 省 略 —

それでは、議事録署名人を発表します。議事録署名人に丸山文子委員と荻原昌之委員を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

事務局

議案書の2ページをお願いいたします。

議案第51号「農地移動適正化あっせん譲受等候補者登録申出について」御審議をお願いいたします。

それでは、内容を説明いたします。

受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、地元の農業委員さんのほうより、経営概要なり、家族の1人でしてあるというふうなことが書いてあります。何か分かりましたら藤嶋委員、ちょっと説明をお願いします。

農業委員 経営の状況は、書いてありますように、花を中心にスプレーマムとかスプレーギクを中心にやりよんしゃって、親の経営地から一生懸命と一緒にやってあるという経営状況になっております。バリバリやってある方ですのでよろしくお願いいたします。

議 長 地元農業委員さんより説明がありました。
何か質問、意見がありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長 ないようでしたら採決に入ります。
この候補者名簿の登録に同意されます方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員です。

議 長 それでは、次の議事に入ります。

事務局 議案書の3ページをお願いいたします。

議案第52号「農地移動適正化あっせん申出（譲渡）について」、あっせん委員及び推進委員の選任並びに譲受候補者の選定をお願いいたします。

それでは、本日4件出ております。内容を説明いたします。

受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

こちらにつきましては、説明資料の129ページにあっせんのでんまつが出ております。この分につきましては、以前推進委員並びに譲受候補者を選定されたわけですが、あっせんのでんまつということで再度申出が上がったという状況でございます。

【議案書に基づき読み上げて説明】

戻っていただきまして、受付番号4番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

以上4件でございます。よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、あっせん委員を指名いたします。

【地区別にあっせん委員を指名】

それでは、譲受候補者の選定をお願いいたします。ほかの方は暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長

あっせん候補者の発表をお願いいたします。
まず1番、雷山のほうより発表をお願いいたします。

推進委員

受付番号1番。

【候補者名読み上げ】

議 長

それでは、2番を怡土地区の推進委員さん、お願いいたします。

推進委員

受付番号2番。

【候補者名読み上げ】

議 長

続けて3番もお願いします。

推進委員	<p>受付番号3番。</p> <p>【候補者名読み上げ】</p>
議 長	<p>それでは4番、引津地区の候補者、お願いいたします。</p>
推進委員	<p>4番。</p> <p>【候補者名読み上げ】</p>
議 長	<p>それでは、再度確認、事務局のほうよりお願いします。</p>
事務局	<p>【地区別にあっせん委員を指名】</p>
議 長	<p>それでは、あっせん成立に向けてよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、次の議事に入ります。</p>
事務局	<p>議案書の12ページをお願いいたします。</p> <p>議案第53号「非農地証明願について」御審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、非農地証明願ということで、番号1番の前原につきましては、池田委員、よろしくお願いいたします。</p>
推進委員	<p>非農地証明、受付番号1番につきましては、現地の報告をいたします。</p> <p>【議案書に基づき読み上げて報告】</p> <p>議案書の16ページに地図を載せております。それと現地調査説明資料の1ページと2ページを御参照いただきたいと思います。</p> <p>現地は住宅の敷地ブロックに囲まれておりまして、20年以上前から宅地の一部として利用されているから農地への復元が困難であるということで、非農地であるということで現地の意見ではまとまりました。以上でございます。</p>
議 長	<p>続きまして、受付番号2番、長糸地区の藤田委員、お願いします。</p>

推進委員

受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の18ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の3ページと4ページをお願いします。

現地は住宅敷地内の倉庫への進入路となっており、20年以上前から住宅の一部として利用されていることから農地への復元が困難であると認められ、非農地であるという意見でまとまりました。以上、報告します。

議長

続きまして、受付番号3番を福吉地区、推進委員さんがちょっと今日は欠席ですので、加茂農業委員のほうより報告をお願いします。

農業委員

非農地証明願。

議案書の13ページです。

受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の20ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の5ページと6ページをお願いします。

現地は山林化しており、農地の復元が困難であると認められ、非農地であるという意見でまとまりました。以上報告します。

議長

続きまして、4、5、6番を一貴山地区の青木推進委員、報告をお願いいたします。

推進委員

受付番号4番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の22ページの地図をお願いします。現地調査説明資料7ページと8ページをお願いします。

現地は雑草が繁茂しており、一部竹が進入してあったものの、大部分が草刈りを行えば農地としての利用可能と判断できることから非農地ではないという意見でまとまりました。

続きまして、受付番号5番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の24ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の9ページと10ページをお願いします。

現地は山林化しており、農地への復元が困難であると認められることから、非農地であるという意見でまとめられました。

続きまして、受付番号6番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の26ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の11ページと12ページをお願いします。

122番、131番の1、131番の2については山林化しており、農地への復元が困難であると認められることから非農地であるという意見でまとめられました。131番の3については、農地法の手続なしに駐車場として利用を確認しました。また132番の1、作付後の植付け、田んぼであると判断しましたことから131の3番、132番の1は非農地でないという意見でまとめられました。以上、報告いたします。

議 長

ただいま報告がありました。

受付番号4番と受付番号6番の131の3番と132番の1番が非認定相当だと報告がっております。

それにつきまして、何か質問、意見がありましたらお願いいたします。

農業委員

今言われた132の1番が駐車場として利用されてみえるということですが、いつ頃から駐車場として利用されているのか、お願いします。

議 長

しょうゆ屋さんをまだしょんしゃった頃、その従業員の駐車場として使いょんしゃったというば現地で言いよらした。多分相当前からあそこは駐車場として、元しょうゆ屋さんだったということで、その従業員の駐車場として使用してあったというふうに聞いております。

農業委員

続いてですが、今問題の駐車場として利用してあるということですが、相当前からということになりますとやむを得んかもしれんが、始末書等の対応をしていただけたらいいのかなと思っております。

議 長

その点につきましては、始末書は当然のことながら、転用許可を出してもらって、そして転用として受け付けますよというふうに事務局は対応してもらってます。

農業委員

分かりました。

議長

ほかに何か質問、意見ありましたら。

(質問、意見なし)

議長

なかったら、まず1、2、3、5番につきましては認定相当という報告をしておりますので、この1、2、3、4件につきまして採決を採りたいと思います。

1、2、3、5番につきまして、認定相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員です。

それでは、まず受付番号4番、■につきましては、雑草は生い茂っておりますけれども、草刈り機等で振り払えば耕作できるという判断ということで非認定相当となっております。非認定相当だと思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員です。

それでは、6番につきましては、122番、131の1、131の2番につきましては認定相当だと思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員です。

それでは、6番の131の3番、132番の1番につきましては非認定相当だと思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員です。

議長

それでは、次の議案に移ります。

事務局

議案書の29ページをお願いいたします。
議案第54号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」御
審議をお願いいたします。

議長

それでは、3条につきまして、まず受付番号1番、田中委員のほうより
説明をお願いいたします。

農業委員

受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議長

続きまして、受付番号2番、松隈の件につきまして、藤嶋委員、お願い
します。

農業委員

【議案書に基づき読み上げて説明】

議長

続きまして、受付番号3番、小金丸の分を松尾委員、お願いします。

農業委員

受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議長

続きまして、受付番号4番を井上職務代理者、5番までお願いします。

職務代理者

宗敏郎委員が休みですので、私が代わって読みます。
受付番号4番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

受付番号5番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議長

それでは、6番を古家委員、お願いいたします。

農業委員

受付番号6番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長 続きます、受付番号7番を宗孝幸委員、お願いします。

農業委員 受付番号7番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長 それでは、受付番号8番を井上職務代理、お願いします。

職務代理者 受付番号8番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長 続きます、9番、10番を奥委員、お願いします。

農業委員 受付番号9番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

同じく受付番号10番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長 続きます、受付番号11番を古家委員、お願いします。

農業委員 **【議案書に基づき読み上げて説明】**

議 長 それでは、受付番号の1番、それと4番、5番、そして9番、10番、11番、3人の方に調査部会のほうより面談をしてあります。藤嶋調査部会長より報告をお願いいたします。

調査部会長 8月2日の日に第1調査部会で面談を行っておりますので、報告をさせていただきます。

まず、3条申請の受付番号1番の■■■■氏です。議案書の137ページから139ページをお目通し願いたいと思いますけれども、■■■さんは64歳になられるということで、現在福岡市西区に住んでいたということでございます。昨年3月に神奈川県の方から引っ越しされてきておるということでありまして、現在の■■■に住んであるのが仮住まいで、近いうちに糸島市に移住を計画されておるという方でございます。

面談の中で、どのような内容かといいますと、フレンチレストランを経営されておられるということでございまして、その農地の部分については食材として使用されますハーブやパセリ、ネギ等を年間を通して、ほかにもでしようけど、野菜作りをしまいたいと言ってあります。農作業に当たっては、■■■さんと■■■さん、奥さんということをお聞きしております。作られた野菜につきましては、家のところの消費ということになりますので、収益的な金額は書いてありませんでした。3条申請書類を作成されます中で、農地というものの捉え方の重要性というものを改めて認識をいたしましたということをお聞かしております。

そういう面談を行いまして、第1調査部会といたしましては、今後荒らさないように適正な利用をお願いいたしておるということでもあります。

続いて、受付番号の4番と5番で■■■■氏です。議案書の134ページから136ページを御覧いただきたいと思っておりますけれども、■■■さんは64歳ということで、福岡市西区に住んでおられます。

面談の中では、農業的には、現在自宅の近くにある土地で、各種の野菜を作っておられるということでありました。家庭菜園の形でありまして、多種の野菜を作っておられるということで、サツマイモやネギやレンコン、水稲を作っておられたということでございます。今後この借りられます土地については、年に三、四回は土地の草刈りには行っておったということでございます。イノシシが出る地域でございますので、対策は十分していなかったということで、今後は対策を、イノシシ対策をしっかりとやっていきたいということをお聞かしております。末永地域は本人の仕事の関係で、工務店の関係ですけれども、また、今度携わりますその農地の購入の件についても、地元のほうからの要請が一番だということをお聞かしております。

今後、無農薬の野菜作りを計画が主体にあるんですけど、農作業的には自分と奥さんと農作業に当たっていくというような考えがあるようでございますけれども、第1調査部会としては、特に現地をどこまでいくかというふうな形の捉え方が薄いということで、またこの地域で無農薬で作りたいというふうなことをお聞かしておりますので、ちょっと疑わしいということを感じております。それから、必要な農機具は備えてあるというふうな感じでもございました。また、農地を取得もされますので、排水場所の関係が必要になってくるということで、周囲と十分連絡を取って営農を続けていただきたいということを申し上げておりますし、また就農されましたら、営農確認が委員会として随時行いますので、荒らさないようにしっかり頑張っていたきたいということを声かけいたしております。

続きまして、■■■■さんですけれども、受付番号の9番、10番、11番の関係になります。議案書の131ページから133ページということで見いただきたいと思っておりますけど、■■■さんは72歳ということでありまして、糸島市の■■■に住んであります。

本人との面談の中で、農業は、これまで地元の■■■■や福岡市のほうでもやってきたということをおっしゃっており、御案内のように会社を経営されておりますので会社役員でありますけれども、会社のほうは子供さんに譲られるということで、本格的に農業にいそめたいということでございます。潤の農地につきましてはミカンを植えるということで代替申請ということで上がっております。それと■■■■の園児さんに芋掘り体験をさせたことがあるということでありまして、そのようなことも今後できたらということでもあります。農作業の従事については、自分と奥さんということになります。

そういうふうな面談の中から、第1調査部会といたしましては、今後農地の転用はできませんよというふうなことを伝えておりますし、就農後の営農経営確認については随時行いますので、荒らさないようにしっかり頑張ってくださいというふうなことをお伝えいたしております。

以上、面談報告といたします。

議長

ただいま3条につきまして報告がありました。

全体を通して質問、意見がありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議長

ないようでしたら、審査表の説明をお願いいたします。

事務局

農地法第3条1項の許可につきましては、28ページに記載しております7つの審査項目によって判断いたすものでございますけれども、この中で1つでも「はい」というところに該当してくると、原則許可はできないという内容でございます。

こちら1番の申請以外につきましては、全て「いいえ」に該当しておると、1番の、こちらの50アールの経営面積という部分で「はい」がついておりますけれども、こちらは住宅に附属する農地指定申請を受けた農地の取得ということで、糸島市農業委員法が特例を認めておる内容でございますので、こちら問題はないということでございます。

よりまして、11件の申請につきまして、書類上では許可相当に当たるものという判断ができるかと思っております。以上でございます。

議長

それでは、3条につきまして採決に移ります。

受付番号1番から11番まで、許可と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

議 長

それでは、次の議事に入ります。

事務局

議案書の113ページをお願いいたします。

先に55号ではなく56号のほうに入らせていただきたいと思います。
議案書の113ページでございます。

議案第56号「糸島市農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について」御審議をお願いいたします。

振興課のほう、お願いいたします。

議 長

それでは、振興課、お願いします。

農業振興課

どうぞよろしくお願いいたします。

まず議案の説明に入ります前に、すみません、1点訂正がございますので、皆様よろしくお願いいたします。

ページで言いますと116ページ、上段の左側に(3)農用地及び農業生産施設という欄がございます。ここの借入地が、現状が150アールと書いておりますが、前のページの生産の欄との整合性がございまして、確認を取りまして、109アールの借入れでして、実際240アールということでございます。9年度の目標が150アールと借入地は書いておりますが、目標は240アールということで、経営面積の合計につきまして、現状は224アール、目標が254アールということで訂正をさせていただきます。誠に申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

それでは戻りまして、114ページをお願いいたします。

■■■■さんの新規認定でございます。

■■■■さんにつきましては、5年前に就農をしまして、現在菊用施設ハウスの建て替えを検討されておりました、そのために、今回新規認定申請を行うものでございます。

現在は水稻、菊、花木等を生産しておりますが、今後は菊と花木を主に生産していく予定でございます。

菊につきましては、季節に応じて、露地とハウスで生産しておりますが、ハウスの老朽化で1作しかできないということで、建て替えによりまして2作に増やしていくというふうな計画になっております。

現在は家族3人と雇用3人で従事しておりますが、増設工事に伴いまして雇用を増やしていく計画でございます。

以上のことから、生産量を増やしまして、所得の向上、経営の改善というふうな計画となっておりまして、農業振興課といたしましては認定相当であるというふうに考えております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ただいま農業振興課のほうより説明がありました。

何か質問、意見ありましたらお願いいたします。ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

なかったら採決に入ります。

農業経営改善計画につきまして、同意されます方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

それでは、1時間たちましたので、ここで休憩といたします。2時45分から始めたいと思いますので、それまで休憩といたします。

(休 憩)

議 長

農業振興課のほうで3時から会議ということで、議案の55番よりも先に56番をしたというふうな格好になっております。

それでは、議事に入ります。

事務局

議案書の35ページをお願いいたします。

議案第55号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議 長

それでは、第1調査部会のほうより説明をお願いいたします。

調査部会長

それでは、報告をさせていただきます。

35ページの受付番号1番です。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の41ページの地図をお願いいたします。それと併せまして、別冊の現地調査説明資料の13ページと14ページをお願いいたします。

昨年の10月に都市計画法の区域指定がなされたということでありませぬ。農地区分が第1種農地でございますけれども、集落に接続した農地に住宅建築ということでありまして、不許可の例外に該当し、問題はありません。

第1調査部会としましては、都市計画法の開発許可が伴う案件でございますので、関係各課との協議が調いますし、周辺農地への影響がないことから許可相当であると判断をいたしております。なお、文化財の関係の文化課からの意見は工事に立会いたいという旨の意見というものが出ております。

続きます、受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の46ページの地図をお願いいたします。それと併せまして、調査説明資料の別冊の15ページと16ページをお願いいたします。

現状はかなり荒廃している、荒れている状況でございます。農地区分は第1種農地でございますけれども、農地改良のための一時的な転用行為であり、不許可の例外に該当し、問題はありません。

第1調査部会としましては、関係各課から特に支障となる意見も出ていませんし、また周辺農地への影響がないことから許可相当と判断をいたしております。

続きます、受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の51ページの地図をお願いいたします。また、別冊の17ページと18ページをお願いいたします。

農地区分は第2種農地でありまして、ほかに転用の代替地がないため問題はありません。

ただ、第1調査部会としましては、都市計画法の開発許可が伴う案件でありまして、関係各課との協議が調いますので、周辺農地への影響がないことから許可相当であると判断をいたしております。

なお、申請されております■■■■さんの既存の資材置場は、平成14年に転用許可が取得されておったということは確認をいたしております。

続きます、受付番号4番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の55ページの地図と別冊の19ページと20ページになっております。

農地区分は第2種農地でありまして、ほかに転用の代替地がないため問題はありません。

第1調査部会としましては、特に関係各課からの支障となる意見が出ておりませんし、周辺農地への影響がないことから許可相当であると判断をいたしております。

続きまして、受付番号5番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の60ページの地図と別冊の21ページと22ページをお願いします。

農地区分は第1種農地ですが、集落に接続した農地に住宅建築を行うため不許可の例外に該当し、問題はありません。

現地は道路より低い位置にありまして、敷地からの雨水や浄化槽からの排水についてお尋ね、結果検証しましたところ、ポンプアップによる排水をするということを確認いたしております。計画図にも掲載が上がった状況でございます。

そういう状況の中で、第1調査部会としましては、特に関係各課からの支障となる意見が出ておりませんし、周辺農地への影響がないことから許可相当であると判断をいたしております。

続きまして、受付番号6番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の64ページの地図と別冊資料の23ページと24ページをお願いいたします。

申請地は、昨年の12月の農振の除外許可がなされた農地ということになります。農地区分は甲種農地ということになりますけれども、国道の沿道区域であり、自動車の運転手の休憩所であるため不許可の例外に該当し、問題はありません。

第1調査部会としましては、都市計画法の開発許可が必要な案件でありまして、関係各課からの協議が調っておりますし、周辺農地への影響がないことから許可相当であると判断をいたしております。

続きまして、受付番号7番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の69ページの地図と別冊の資料の25ページと26ページをお願いいたします。

農地区分は第1種農地ですが、集落に接続した農地への住宅建築のため、不許可の例外に該当しまして問題はありません。

第1調査部会としましては、特に関係各課の支障となる意見はありませんし、周辺農地への影響もないことから許可相当と判断をいたしております。

続きまして、受付番号8番です。

【議案書に基づき読み上げて報告】

74ページの地図をお願いします。別冊の27ページと28ページをお願いいたします。

農地区分は第1種農地ですが、集落に接続した農地に住宅建築を行うため、不許可の例外に該当し、問題はありません。

第1調査部会としましては、都市計画法の開発許可が伴う案件でありますし、関係各課との協議は調いますし、周辺農地への影響はないことから許可相当であるという判断をしております。

続きまして、9番です。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の78ページの地図と別冊の29ページと30ページをお願いいたします。

農地区分は第3種農地です。問題はありません。申請地西側となります2794番の1と2793番の1への通作については、申請地の北側もしくは南側の農地からあぜ道を設けられるという同意をされておまして、現在書面はもらうということで話が進んでおる状況でございます。

第1調査部会としては、関係各課から特に支障となる意見も出ておりませんし、また周辺農地への影響がないことから許可相当であるというふうに判断をいたしております。

続きまして、受付番号10番です。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の83ページの地図と別冊資料の31ページと32ページをお願いいたします。

申請地は、平成29年3月に志摩吉田地区区域指定の告示がなされてお

るという地域でありまして、農地区分は第1種農地でありますけれども、集落に接続しておる農地ということで、住宅建築を行うために不許可の例外に該当し、問題はありません。

第1調査部会としましては、都市計画法の開発許可が伴う案件でありますし、関係各課との協議は調いますし、周辺農地への影響がないことから許可相当であると判断をいたしております。

続きまして、受付番号11番です。

【議案書に基づき読み上げて報告】

地図は、議案書の88ページの地図と別冊の33ページと34ページということになっております。

農地区分は農用地区域内の農地でありますけれども、農地改良を行う一時的な転用ということで、不許可の例外には該当をしておりますけれども、第1調査部会としましては、造成の規模、造成高から、地形審（地形形状変更審査会）の審議の後に農地転用の審議に入りたいと考えております。

よって、調査部会としましては継続審議であるというふうに判断をいたしております。なお、申請された方には内容説明と了承を得ておりますし、都市計画課担当課のほうに審査会開催の依頼を行っておる状況でございます。

続きまして、受付番号12番です。

【議案書に基づき読み上げて報告】

地図は、93ページの地図をお願いします。別冊の現地資料は35ページと36ページをお願いいたします。

農地区分は第2種農地であり、ほかに転用代替えもありませんので、問題ありません。ただし、現地の状況と字図を比較すると、水路の位置が違っていることが確認が取ってしております。

第1調査部会としましては、周辺農地への影響はない計画でありますけれども、水路管理者との協議が不明であったため、審議によるということにいたしております。その後の状況については、後から事務局から補足をお願いいたします。

事務局

今、部会長のほうからありましたが、議案書の94ページを御覧いただきまして、こちらは申請地のほうが2084と囲んでいるところがありますけれども、こちらに関しては、水路を挟んで2083という農地があるかと思えます。こちらのほうは倉庫が建っておるということで、今回現地

のほうが図面と違うという位置づけですけれども、まずこの2083番地の南側に水路が公図上あるという状況でございます、現地のほうは2083の北側、2083の敷地内だと思んですけど、この北側に水路がある状況にはあるというところで、またこの2083の南側と西側のL字の水路敷については、こちらは現地調査資料の35ページに、農地政策課の意見にもあるんですけども、まずはこの2083の土地と水路を一体利用にしてもらったところは一体利用をしたらいかんよというところと、こちらに水路敷があったと思うんですけども、現状では止まった状況になっておるということもある。それと、この2083の西側部分、こちらは全面、板だと思われるんですけども、蓋をしておる状況でございますので、こちらの撤去を、こちらは許可したわけじゃないから撤去してくれというところの意見が出ておる。

ここで状況としましては、まずはこのL型の水路敷地の原状復旧、土砂をどけて水路の状況が確認できるようにしてくださいと。蓋の撤去もそうですし、土砂で埋まっておるところは撤去というところは、そうしないと、今回計画図でいけば2083の上のほう、計画図でいけば96ページに進入路というところで水路の蓋かけといいますか、水路の占用の申請にもつながってくるわけでございますけれども、まずは原状復旧、蓋の撤去をしないと、この計画に必要な水路の協議等に入れられないというところがございます。

今の状況をどうするというよりも、原状がまだ回復しておりませんので、その回復を待って、次の転用等の協議に入りたいということでございますので、現在のところは、水路管理者としては審議する前に原状を直せという意見、それから協議に入りたいということですので、状況としましては協議が調っていないという状況でありますので、まだ現地の状況を見ないと判断ができないという意見が出ておりますので、こちらのほうとしても、どうだという判断もできないのじゃないかなと考えております。以上でございます。

議 長

それでは次を。

調査部会長

続きまして、受付番号13番です。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の98ページの地図と別冊の37ページと38ページをお願いいたします。

農地区分は第2種農地で、ほかに転用の代替地がないため問題はありません。

第1調査部会としましては、都市計画課の意見にありますように、敷地拡張となれば開発許可が必要となるんですが、その手続等を行うかどうかの協議は調べていないということでございますが、継続審議であると判断をいたしております。

続きまして、受付番号14番です。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の103ページの地図と別冊の調査資料の39ページと40ページをお願いいたします。

農地区分は第2種農地であり、ほかに転用の代替地がないため問題はありません。ただ、現地の一部に砂利が敷かれ、事前着手であるため、始末書が添付された上での申請ということになっております。

調査部会としましては、関係各課の支障となる意見は出ていませんし、周辺農地への影響がないことから許可相当と判断をいたしております。

最後なんですけど、受付番号15番です。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の108ページと説明資料の41ページと42ページをお願いしたいんですけども、昨年10月に都市計画法の区域指定がなされた地域場所です。農地区分は第1種農地でありますけれども、集落に接続した農地に住宅建築するために、不許可の例外に該当して問題はありません。

調査部会としましては、都市計画法の開発許可を伴う案件でありますので、関係各課との協議は調いますし、周辺農地への影響はないことから許可相当であると判断をいたしたいと思っております。

以上、報告を終わります。

議長

ただいま調査につきまして第1調査部会長より説明がありました。

1番から10番、そして14、15は許可相当だという報告で、11、12、13番は継続審議なり、審議ができないといった状況と報告がありました。

全部通しまして、何か質問、意見がありましたらお願いします。

副会長

6番の波多江についてちょっとお伺いしますけれども、ドライブインレストランとなっていますけれども、甲種農地を外すときに、ここだったら休憩所がすぐそばというところでの不許可の例外になるのが、ちょっとそこら辺、不許可の例外になるところの理由として、別に何も農地に、ほか

のところ迷惑をかけたとか、別に周辺農地への影響はないというところでの判断なのかというのをちょっと聞きたいなと思います。

事務局

なかなか甲種農地の農地転用というのが上がってこない状況でございますけれども、農地転用の審議をする際に、農地区分が第1種か甲種か第2種かというところで分けているんですけれども、まず農振の除外になれば、甲種、1種、2種、3種という農地区分の判断になるので、農振農用地の部分については去年の12月にいただいておるという状況で、甲種、1種の部分につきましては、大きくいけば、市街化調整区域内にある除外地で、かつ10ヘクタール以上広がりがある農地の一面であれば、甲種農地が第1種農地になるということで、今回甲種農地と1種農地につきましては、市街化調整区域内というところで二丈地域にはないということでございますけれども、甲種と1種の違いにつきましては、農業用機械の営農が可能かどうかということがポイントになってきます。こちらの農地につきましては、現状を見ましても、こちらは面積が結構ありまして、農業機械での作業が可能だという判断の下で、甲種農地ということで判断させていただいております。

甲種農地につきましては、第1種農地と比較しまして転用許可の許可基準が厳しくなるということでございますけれども、通常、例えば第1種農地のところに保育所を建築するとかいう形につきましては、第1種農地では許可できるんですけれども、甲種農地では許可できないという形で、甲種農地のほうが許可基準が厳しいんですけれども、ただ第1種農地と同じように、面積の制限がない許可も例外にあるということで、今回集落というか、国道・県道の主要道路の沿道地域に対して、いわゆる流通の施設とか、この間もそうだったんですね。流通業の施設とか、実際は企業も入るんですけれども、あとは休憩所というところに関しては、沿道地域ということで、車の運転手さんの休憩所が必要だということで、こちらについては面積の制限がないんです。甲種農地につきましては、住宅建築とかをする場合は500平米以内というところはあるんですけれども、それ以外の今回のドライブイン、休憩所に該当するものについては面積制限はほぼないと。ほかの転用と一緒に、必要最小限の面積であれば認められるというくくりでございますので、そういう意味で、農振法でも昨年除外する際に、県のほうの転用許可の担当のほうも、基準を満たすものだというところも含めて農振除外を出しております。

今回の計画が実現化したということで建築の申請が上がっておりますので、まずは農振が外れた理由としては、許可基準の立地基準に該当するものがあるということで外れたと。今回、転用の申請が具体的に上がってきたので、あとは一般基準を満たしておるかどうなのかということがポイントになってくるのではないかなということで、なかなか甲種農地での農

地区分の農地転用申請はここ数年上がっておりませんが、副会長が言われたとおり、甲種農地は基本、存在はするんですけど、なかなか現実には上がってこない。ただ、第1種農地と同じような許可基準ではありますが、ちょっと住宅建築に係るものであるとか、公共性が高いもの、保育所の建築については制限がかかっているということで、今回の休憩所につきましては面積的な制限はかかっていない、必要最小限であれば基準上は満たすものでございます。甲種農地につきましては、なかなかない案件でございますが、そういう内容でございますので、よろしく願いいたします。

議長

よろしいでしょうか。
ほかに何かありましたら。

職務代理人

14番の案件について伺います。
地図は104ページですかね、字図になります。これに、申請地の下に併用地という言葉が書かれてあると思いますが、これは住宅の一部になるのじゃないんですかね。どういうふうな解釈をすればいいのか、ちょっと教えてもらいたい。

事務局

併用地という表記なんですけれども、結局農地転用するときには当然農地法の許可が出ています。じゃあこれが、計画地の中で農地法の適用を受けない種類、建物を建てるとか、一緒に転用するという土地で、ここの266という地番になるんですけれども、こちらは種目が山林なんです。今回の計画としては、申請地の266の山林の一部を使って住宅建築がしたいという転用申請でございますので、結局住宅部分も農地転用するに当たって、山林部分も活用しないと転用が成り立たないときに、ここの部分を農地転用の併用地という表記で同時申請されるというケースになります。併用地については以上でございます。

議長

よろしいでしょうか。
ちょっと続けて、この遊戯スペースというのは何を、ほかにどんなあれかいなということは聞いた、何か。

事務局

書面のほうで出ておるのは書いてきまして、一応こちらは補足説明事項というところで書類が出ておまして、土地利用計画における遊戯スペースの活用ということで、遊戯スペースについて、計画は住人の子供が屋外空間として活用する予定でと。そのほかにも、年間を通じて家族やその親戚等で屋外スペースの食事空間とかいうふうに活用を考えておると。特に譲受人のお母様のほうが、この近くにお住まいということで、頻繁にこ

られておるといふようなことで、そういう遊戯スペースという表現でありますけれども、そういう食事、その他の空間という形で使いたいという説明がされております。

また、併せて砂利敷の箇所についてはというところで、家人の車両が地内外へ出入りするのに活用するとか、車両の方向転換を行う場所として活用するというところで、これは砂利スペースというよりも駐車スペース言ったほうがいいんじゃないんじゃないかなと思います。

以上、今御質問の内容については、そういうふうに予定されておるといふことで御報告させていただきます。

議 長 事務局、この遊戯スペースというのは芝生な感じなところ、それともあのまま遊戯スペースとして活用するということ。

事務局 その点は、計画図では芝を張るような計画はございませんので、現状のまま遊戯スペースでということなのかなとは思っております。その点、変更するような計画はちょっと出ておりませんので、確認できないところです。

議 長 分かりました。

議 長 ほかに何か質問、意見がありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長 ないようでしたら、まず採決する前に審査表の説明をお願いいたします。

事務局 農地法5条の許可申請につきましては、33ページ以降に記載しております一般基準という部分と、こちら35ページ以降に記載している立地基準の部分でどうかという判断をするわけでございますけれども、こちらはまず33ページの部分、33ページの1番から8番につきましては、資金・資力であるとか、適当である行政庁の部分、計画の妥当性というところにつきまして、適当である、該当がないということで、こちらは適格という見方になりまして、ページめくっていただきまして、34ページの部分、こちらは9番から15番までの記載の分でございますけれども、こちら9番、10番、14番、15番につきましては、行政庁の許認可も含めまして適当と言えるものであります。

11番、12番、13番、こちらは審査表にありますとおり、該当なしという表記で来ておりますけれども、こちら11番、井田原の部分につき

ましては行政庁というよりも、表のとおりの方が確認していただきたいという部分、こちらのほうにつきましては、行政庁の許認可というよりも、計画の妥当性とか、8番の周辺農地の営農条件への支障の有無というところが未状態だということに判断できるかと思います。

12番につきましては、こちらは行政庁の許認可の部分で必要な部分が未調整というところで、こちらは継続審議ということとしておると。

13番につきましては、都市計画法の地区計画区域内ではあるけれども、計画が敷地拡張というのがどうかというところが争点になってきておりますけれども、こちらの部分がまだ都市計画法のそういう打合せができておらんというところで、こちらは該当するんですけども、調整ができていないというところで許可できるものかどうかと思います。

今回、一般基準でいけば、11、12、13が一般基準上、不確定な部分があるということが言えるかと思います。

こちら行政庁の許認可につきましては、11、12、13該当なしという表記でなくてですね、該当というところで、2段目が未調整というところで訂正していただければと思っております。11、12、13が該当なしでなっているんですけども、該当で未調整というところでお願ひします。

11番につきましても、11番の8の項目につきましては、こちらは適当というよりも適当であるかを確認中ということになりますので、適当、支障なしということも削除をお願いいたします。もう一度申し上げますと、11、12、13の4番の行政庁の部分が該当で、未調整と。11番につきましては、8について確認するということになりますので、適当で支障なしということをお願いいたします。

次に立地基準でございますけれども、1番目の■■■■■につきましては、こちらは第1種農地であるけれども、集落に接続した住宅建築で、不許可の例外に該当しますので、こちらはクリアしておると。

2番、■■■■■、こちら農地改良の一時的な転用でございますので、こちら農地に戻りますので、問題はないと。

3番、■■■■■につきましては、こちらは第1種農地の判定が出ていますけれども、代替地がほかにないというところがございますので、こちら立地基準はクリアしているものと思います。

ページめくって4番でございますが、こちら第2種農地と同じ扱いになりますので、代替地がほかにないということでもありますので、問題はないと。

5番の■■■■■につきましても、こちら集落に接続した不許可の例外、第1種農地でありますけど、そちらの区分に合致するというところでクリアするものでございます。

6番、■■■■■につきましても、こちらは甲種農地という判定でございま

すけれども、不許可の例外に該当する、運転者の休憩所という判断が出ていますので、基準上は該当するということになります。

7番、[]でございますけれども、こちらも第1種農地でございますが、住宅建築、いわゆる集落に接続する不許可の例外に該当するものであります。

[]につきましては、こちらは第1種農地ということでありまして、都市計画法の開発許可が伴いますけれども、それは集落に接続する農地ということで、農地法上の立地基準はクリアするものでございます。

9番、[]でございますけれども、こちらは立地基準上は第3種農地で、原則許可できるということでございますので、こちらはクリアいたします。

ページめくって38ページ、10番の[]でございますけれども、こちらは第1種農地でありますけれども、集落に接続する不許可の例外ということで、都市計画法の開発許可が伴ってきますが、農地法上はクリアいたします。

11番、こちらにつきましては、一時的な転用等というところでございますが、農地法上の立地基準はクリアしておるものでございますが、一般基準で相当ではない箇所があるということでございます。

12番、[]につきましても、こちらは代替地がないというところで立地基準上はクリアしておるものでございますが、先ほどと同様、一般基準のほうで適当でない箇所があるということでございます。

13番、[]につきましても、農地法上の立地基準につきましては、ほかに代替地がないことでは基準に合致するところでございますが、こちらのほうも一般基準で不適当な部分があるというところでございます。

農地転用の14番、[]につきましては、第2種農地と同じ扱いで、ほかに転用の代替地がないという部分で立地基準上もクリアするものでございます。

最後に[]でございますが、こちらも第1種農地でございますけれども、集落に接続した住宅建築ということで不許可の例外に該当して、立地基準上もクリアしている内容でございます。

以上、立地基準、一般基準からいけば、11、12、13番以外につきましては全て適当と言えるものでございます。以上でございます。

議長

それでは、採決に入りたいと思います。

まず11、12、13番を除いた1番から10番、そして14、15番につきまして採決を採りたいと思います。

それでは、この件につきまして許可相当と思われる方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

それでは、11、12、13番につきましては、11番につきましてはもう一度地形審との協議をしていただきたいと。それと12番につきましては、水路の管理者との協議がまだ調っていないということで、こちらは先に協議をしてくださいということです。そして13番につきましては、都市計画法の調整がまだついていないということで、この11、12、13番につきましては継続審議でいきたいと思いますが、継続審議でいいと思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

議 長

それでは、次の議案に入ります。

事務局

議案書の119ページをお願いいたします。

議案第57号「糸島市住宅に付属する農地指定申請について」御審議をお願いいたします。

議 長

それでは、第1調査部会長より説明をお願いいたします。

調査部会長

住宅に付属する農地指定申請について、119ページをお願いしたいと思います。

受付番号1番です。

【議案書に基づき読み上げて報告】

地図は、議案書の120ページの地図をお願いいたします。それと併せまして、別冊の調査説明資料の43ページと44ページをお願いいたします。

現地は、作物の作付がなく、遊休農地というような状況でありました。その周辺の先の道が、道路が途切れておりまして、住宅の所有者が耕作するのが適当であるというふうに判断をいたしております。

そういうことで、第1調査部会としましては指定相当と判断をいたして

おります。以上です。

議 長

ただいま住宅に附属する農地につきまして説明がありました。
何か質問、意見がありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決に入ります。
調査表の説明を事務局お願いします。

事務局

この住宅に附属する農地指定申請につきましては、基準を設けた際に、
118ページに記載しております審査の7項目に該当するかを判断するとい
うことになっております。

(1) から (5) につきましては、こちらは事務局のほうで、提出いた
だいた書類の中で (1) につきましては同一の所有者と、こちらは共有名
義でございますが、同一の所有者でございます。住宅、建物及び宅地の所
有者については共有名義でございますので、相当と。

(2) につきましては、所有権移転登記に支障となるような権利設定が
ないものと確認しておりますので、相当。

農地中間管理機構とか、こういう利用権の貸し借りも設定されていない
農地でありますので、相当。

原則住宅の所在地等ということで、こちらも相当でございます。

面積につきましては、20アール以内ということでございますので、適
当と。

ということで (6) (7) につきましては、調査部会のほうの報告があ
りましたとおり、遊休農地、いわゆる作付がない状況ということでござい
ますので、相当。

権利移動は、住宅に伴い権利移動することが適当なものということで、
所有権移動が適当ということで、審査表のほうは全て相当であるとい
うことであります。以上でございます。

議 長

それでは、採決に入ります。

住宅に附属する農地の指定につきまして同意される方の挙手をお願い
いたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

議長

それでは、次の議事に入ります。

事務局

議案書の122ページをお願いいたします。

議案第58号「非農地証明願の取り扱いの変更について（案）」御審議をお願いいたします。

ちょっと内容を事務局のほうで説明させていただきます。

こちら取扱いの変更につきましては、5月26日、7月14日の農政対策委員会の議題といたしまして、変更のほうの内容については確認していただいたところでございます。

こちら記載のように現状ということで、こちらの現状としては、毎月1遍締切日を設けて、地元の最適化推進委員と農業委員の三役のうち会長もしくは職務代理者、副会長ということで、農業委員として2名と事務局で現地調査を行っておりまして、併せて現地調査の意見を取りまとめて総会の場で推進委員さんの現地報告と、その現地報告を基に総会での審議をしておる状況でございました。

以前、こちらは調査部会という案件で、今の推進委員さんではなくて、調査部会の審査案件としておったんですけれども、こちらやはり件数の増加等もございまして、当時の令和元年度末に農政対策委員会で今後の対策につきまして御協議いただきまして、令和2年6月からですかね、現在のような6月末の現地調査の分から推進会議に諮りまして、6月の頭の推進会議の後、6月末の非農地調査から現在の推進委員の現地調査ということになっております。

今後の取扱いについて（案）で書いてありますけれども、こちらポイントといたしましては、これらの現地調査と意見集約はするものの、総会の議案審議ではなく、各現地調査で判断していくということに変更したいというような内容でございます。こちら議案書の124と125に、会長の専決事項の新旧対照表であるとか、証明書交付手続の要領の対照表をつけておりますが、こちら併せて下線部分も現行から改正案に向けて改正できないだろうかということが提案の内容でございます。

こちらにつきましては、当然今回の決定以降じゃないかということでございますので、現地での判断で証明書を発行する可否をしてねというところがございまして、より現地の判断、規則的な判断であるとか、重い部分は出てくるかと思いますが、こういう内容で改正できないだろうかということ提案でございます。

改正の理由としましては、主に、こちらの3番目でございますけれども、やっぱり総会案件が多過ぎだよと、今回は6件でございまして多いときには12件、13件というところで審議数も大分伸びてきている部分

で、委員さんあたりも含めたところで業務量の増加と、負担という部分がありますので、その部分を簡略化しなきゃいけないだろうというのが提案の理由でございます。

次の非農地証明願の今後のイメージということで記載させてもらっておりますけれども、結局こちら農政対策委員会のほうでも協議しましたとおりですね、当初は、月に数回、2回程度、証明書の発行ができないだろうかというところから始まりました。一方、総会が月1回でございますので、現地での判断が可能となれば、月ひよつとしたら2回ぐらい発行できるという部分が念頭にあったわけでございますが、やはり年間スケジュールの部分、各委員の要望も含んで、すぐに調整ができないところもありましたので、やはり年間スケジュールに沿った現地調査ということでございます。

ただ、非農地調査につきましては、最低の委員数が減ってくる、最低2人の委員が行ってきますし、継続した営農が困難という判断の場合には3名行く状況が出てきます。その人数につきましては、今後のイメージということで、まずは締切日です。いつ行くのかというのが決まっておりますので、まずは締切日に出欠確認をいたします。その後、1日、2日間以内には出席できるのかどうかの報告をいただき、やっていきたいと思えます。推進委員、農業委員さんが2名しかいない地区もありますので、そういう地区については、最低3人は必要でございますので、隣接地域の方の連携が必要であるということで出欠確認行いまして、出席委員3名以上を確保できましたら、詳細な集合時間、集合場所等をまた各地区等で連絡するという体制を取っていききたいというところでございます。

123ページのイメージ図につきましては、こういう受付があつてと、それぞれの現場において意見を取りまとめて判断するということですね。

こちらの右ラインで、調査体制を変更ということで、3名に満たない地区については、隣接区域の委員の応援体制を取るというところでございますので、案件があり次第、出欠確認を取りまして、応援体制を取るということで考えております。

それぞれの現場により変更ということで、当然、現地の判断で証明書を発行することになりますと、総会においては報告はいたしますけれども、こういう現地での報告で証明書を発行すれば、手続上は総会での発行よりも、1週間程度は早くなるだろうというふうに思っておりますので、申請人にとっても良いのではないかと考えております。

こちらの非農地証明の調査につきましても、現地調査していただいく中で、現地の状況について誰が見ても明らかな状況につきましてはすぐ判断がつくかと思えますけれども、現地の内容によってはなかなか判断がつかない場合につきましては、農業委員会三役の現地調査と相談等を行っ

で判断していきまして、どうしても判断できない場合は、今までもそうだったんですけれども、県の農林事務所におきまして判断をするということで考えております。

その次で現地調査の周知ということで、調査の人員確保のために、まずは出欠確認のファクス等を連絡、報告後にすぐ委員さんへの詳細な部分での事前周知を行って、現地調査を行うということでございます。

今後の進め方につきましては、まずこういう内容、ちょっと足りない部分があれば御指摘いただければまた説明していく方向でございますが、証明としましては、取扱い基準の総会議案ではなくて、現地調査の報告でいきたいというのが提案内容でございます。

以上でございますが、よろしく御審議お願いいたします。

議 長

ただいま事務局のほうより説明がありました。

何か質問、意見、何かこういったことを加えておったほうがいいんじゃないかというところがありましたら。

農業委員

125ページの改正後の証明書交付手続要領の下線部分で「担当地区の農地利用最適化推進委員及び農業委員3名以上及び事務局」とありますけれども、これだけ読むと農業委員の方も3名要るといような解釈を取られるんじゃないかならうかと思しますので、私の個人的な案としては「農業委員を含む3名以上の委員」、「委員」は別ですけれども、「農業委員を含む」。これだけだと農業委員の方が3名……。

議 長

農業委員が3人としか理解できんかなと思って。

それですので、「推進委員及び農業委員を含む3名以上」という格好で。

事務局

御指摘のとおり、これだけ見ると農業委員3人じゃないかということで、実際に考えておったのは農業委員と推進委員を合わせて3人ということで考えておまして、表現のほうは「農業委員を含む3名」ということで改正のほうをしたいと思います。

農業委員

分かりやすいようにしていただければ。

議 長

そして、ちょっと確認しますけど、応援する方法、担当地区が推進委員、農業委員1名ずつしないみたいで2名しかいない、それで隣から応援という格好は、推進委員さんを要請するのか、それとも農業委員さんを要請するのか。

事務局

123ページの②になるんですけど、農業委員さんと推進委員さんの人数で、芥屋地区が絶対1人、2人ですので、芥屋地区の場合は引津が近いところということもありますし、野北、桜井地区もいつも1人ずつではございますけれども、隣の近隣地区での応援体制ということで。いまの御質問であれば、いわゆる農業委員さんの出席を依頼するというので考えております。

議長

分かりました。
ほかに何か質問、意見ありましたら。

農業委員

周知の方法ですけれども、ファクスとかが故障したり、持っていないやっぱり委員がおられますので、それは携帯電話などで確実に周知をやってもらわないと、人数がそろわな調査できん状態ですので、そこらを積極的にお願いします。

議長

それは事務局よろしく願いいたします。
ほかに何か御意見ありましたら。

事務局

提案しておきながらちょっと懸念しておるのが、総会で全員で決めたほうが責任がないという考え方もあるんですけど、今回はそこがポイントじゃないかなと事務局的には思っております。

現地に行った方3名、事務局部分で判断した結果がそのまま証明書の発行につながるということです。過去に非農地証明を非認定した部分、今回も総会議案でございましたとおりです。今回でも非認定した分が2件ほどありましたですね。結局そういう形で、ここは、4筆、5筆あるときも、一緒たぐに見ないといえますか、それぞれ詳細を見て判断せないかん。それが今回は現地がそうであるということでもありますし、過去に非認定したときにつきましても、やはり手狭であっても周囲の農地で一体化しておったということです。特異な例としますと、塩害被害があるというところで詳細がつかめなかったから非認定とした案件。片や2か月にわたりと言いますか、地盤の石堀の掘削の調査をして判断した案件とかというので、必ず全体の意見の中で意見を聴取しながら決定するということに進んできたという、そのところはそういう判断がない、総会では報告案件となるので、報告ですから否定はできないということで、かなり判断する委員さんのほうに重みがある決定であると思いますので、その辺もう一度確認いただければなと思っております。これ1つ提案しながらではございますが、ちょっとその辺周知できないかなと考えています。よろしく願いします。

議長

それこそ今事務局が言いましたように、やっぱり塩害の件、また石、そしてまた、もう少し山のほうやったんですけれども、まだ耕作できるから駄目というふうなことでしておりましたが、何でそれができんのかというふうなことで出され、やっぱり事務局本意で来ておりましたけれども、やっぱりそのときは自分はこれはこうだから駄目なんですということをはっきり自分では自信を持っておったんですけれども、いざ今度は各農業委員さん、推進委員さんに今度は任せるわけですから、そこは現地へ私は行かんけんですね、そこいらは皆さんのあれが必要じゃないかなと、自信というか、これはこうだから絶対に非認定だったんですよというふうなことを自信を持って判断をしていただきたいというふうには思います。それがやっぱり自分たちはできんよという方がおられるなら、やっぱり反対意見を出さっしゃったほうがいいかと思えます。

農業委員

判断が緩くなる可能性はあるよね。

農業委員

判断基準を明確にできるような何か資料とかありませんか。判断基準を書いたようなものとか、こういう場合はこう判断するという基準が明確に分かるものが何かあったらなというふうに思います。

事務局

これは基準にないところの判断が出てくるかと思えます。基準は、研修資料とかでもお渡ししておるように、非農地化しておるものとか、耕作できないものというところで基準がある。そういう基準はあるんですね。ですから、こういう部分に該当したときは発行しないという基準はできるんですけれども、その先の判断ですね。これはこういう状況だから、耕作できるんですか、できる状態ですか、継続した耕作ができる状態ですかというところは、やっぱり現地に行った委員の判断になってくると思えます。耕作、いつも、山の一部になっておった、もう3年たちおった、確実ですね。じゃないやつの基準というのが、結局現地の判断ということになってくるので、これは継続した営農ができるのか、これは耕作できないと認められるのかという部分については現地の判断でもありますので、基準的にはこれ以上はないんですよ。基準というのはありますけれども、実際どういうふうになっているか。この部分で、事務局のほうも一緒に入れますけれども。

ただ、自分たちも今までこの基準で判断したわけですから、そういうところで事務局のほうも現地に行きながら、基準を持っていきながら、ここはこういう判断をしたことがありますという部分の情報も含めて、事務局のほうもかなり現地のほうを回っておりますし、非認定した案件の情報もありますので、基準のときの判断、こういう判断もありますという部分を含めて、事務局も全員で確認したいと思っておりますので、そういう意味

で、推進委員、農業委員と事務局、そういうところで現地調査を考えておるといふことでございます。

農業委員 その件については、この前もちょっと会議の中で触れたんですが、いろいろ判断ができない場合は、一応再調査という話になっていたと思います。

農業委員 今の奥委員の話なんですけど、例えば自分たち農業委員が3人と推進委員さん何人かで現地を確認するとするでしょう。ひょっとしたら、こうしたら、こうしたらという意見が何かみんなばらばらになったときは、またほかの農業委員さんたちのちょっと意見を、現地の確認にちょっと来てもらって、それで遂行したほうがいいんじゃないかなと思います。そっちだけで決めたら、責任問題みたくなったら、ちょっと困ったりすることがあるかもしれないです。

議 長 123ページの下のところに変更と書いてありますけれども、判断が困難な場合は、また自分たち三役で再度調査して判断はしましようというふうに書いてあるので、ちょっとこれは分からんねという、例えば全部任せてもらおうと今までと一緒にの形になるけん、そこはある程度は確信を持って判断をしてもらって、どうしてもやっぱりあれかなというときは三役が見て回りたいというふうには思っています。

農業委員 分かりました。

議 長 ある程度、事務局も大概ほとんど回っておりますので、経験はありますから。

農業委員 これの運用はすぐ始まるんでしょうか。

事務局 御審議についてございますけれども、初めに関連する流れにつきましては、まず農業委員会総会で取扱い基準の変更を確認すると。その後、最適化推進会議が直近で10月でございますので、10月にこういうやり方を変えますというところをして、できたら年内、例えば11月の分であるとか12月の分でありますけれども、年内にはそういう体制にできないかなと考えております。ちょっと決めてございません。

こちら先ほど中原委員のほうからありました125ページの部分でございます。こちら内容といたしましては、こちら下線部分、「担当地区の最適化推進委員」で、「及び」を取りまして、「、」を入れて、「農業委員を含めた3名以上」というところで修正をいただいて、御審議いただけな

いかと思っています。

事務局

もう一回、この案につきまして、主に124、125の改正もありますので、この部分について、うちのこういう規約等に詳しい者に確認を取って提案できないかなとも考えておりますので、内容をもう少し精査させていただけないかなと考えております。

提案でございますが、ちょっと不備な部分、確認する部分が出てきましたので、提案いたしました、整理させていただけないかという部分も提案させていただきます。

議長

文言についてはまた精査して提出するということですが、この方向性として、こういった格好で持っていきたいと思いますが、これでいいかどうかちょっと決定したいと思います。

この取扱い変更について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

じゃあ、この方向でいきたいと思います。

来月の総会で、この文言等は生かしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

農業委員

今ので賛成できるかと思いますが、私たち今2期目ですが、なつてすぐ調査ぐらいでみんなで行ったのは何回かです。非農地調査です。今回なられた農業委員会の方が、推進委員からなられた方は行かれたことがあるかと思いますが、全く初めて農業委員になって、地元の推進委員の人も替わっているというような、正直そこで判断せいといってもちょっと厳しいのかなと思いましたが、できればもう一度農政対策あたりで協議を重ねた上で、変更はこれで構いませんけれども、実施等々の内容等についてはもう少し詳しく農政対策のほうで審議した後からでもいいんじゃないかと思っておりますので、意見として。

議長

今月は入っていませんけれども、農政対策委員会を開きたいと思いません、早急に。委員長がここにいる。

副会長

私、すみません、先月ちょっと会議のときに休んでいたんですけども、今やられている、新しい方、推進委員さんでいらっしゃるし、農業委員さん、昔からやっていたら、そこら辺の判断というのは、それは新人でも何年生でも判断が難しいときが出てくるんですね。そのときにどうするのかというのは、ちょっとなかなか、もしそういうふうな意見

があればどうしたらいいですか。何年たっても難しい判断が出てくるんですね。そこでもさっき言われたように、事務局にも任せる、それから難しいときは県のほうに任す、そういうふうな判断というか、そういう形でもいいかなとは思っていたんですね。もしそこに、どうしたらいいのかというところ、もしありましたら、そこに1つ入れてもらっておけば、会長の御判断にしたいと思いますけれども。

議 長 私も農政対策のほうで考えておきます。

副会長 新人さんでも何年生でも判断がつかないことってかなりあるんですね。だから、そこら辺はやっぱり基準、事務局がいらっしゃいますし、難しいときは県のほうの判断に任せるとか、そういうところで進めていったほうがいいんじゃないかなとは思っていますので、一応今回はこんな形で進めさせてくださいという形でいきたいと思っておりますので、また農政のほうでよろしく願いいたします。

農業委員 はい。

議 長 そういうことで。

農業委員 非農地証明を否決された場合の申請者が苦情は言っていないのかなと思って、その辺はどうなんですか、今までだと。

議 長 言うてこらっしゃあですけれども、事務局のほうに振ってあげてください。当事者は事務局のほうに言ってくださいということでやっています。

農業委員 事務局も大変やろうと思って。

農業委員 どういう案件で否決したということは言われるんでしょうけど、納得されないという方が多いんじゃないかなと思って。

議 長 あくまでちょっとどうかなというときは、もう一回その言わっしゃあことをもう一回再度現地に行って見てみます。そして、やっぱり言わっしゃあとおりにこは入られんちゃねとか、そういうのが分かってくれば非農地として出しますけれども。

ですから、言うてこらっしゃったときは、自信を持って、これというのはこれで判断していますので、あとは事務局のほうに言ってくださいということで。

農業委員

じゃあ、農業委員はそのように。

事務局

はい。

農業委員

分かりました。

議長

そうしたら、自分たちがちょっと確かめに行きます。
ほかにいいですか。

(質問、意見なし)

議長

これで全ての議事が終了しました。

議長

その他のほうに入ります。

事務局

御審議ありがとうございました。

議案のほうを終了いたしまして、議案書の126ページでございますけれども、こちら農地法施行規則第29条、こちら2アール未満の農地転用、農業用施設等への転用ということで届出が上がっておりますので、報告で掲載しております。

■■■■の4568-2の一部ということで、187.17平米が■■■■さんから上がってきております。こちら地図のほうと計画図ですね、入り口のほうに倉庫の建築ということでございます。

なお、こちら現地のほう、■■■■さんが昨年就農された方、6月で就農された方ございまして、一応桜井のほうの土地の状況等は確認はして、一部作付けがあるところもまだこれから再生する部分もありましたが、こういう内容で届出が出ております。

次の129ページでございますが、こちらはあっせんのでんまつですね、こちらにありますとおり、あっせんのでんまつを掲載しております。

130ページにつきましては、あっせんの申出の取下げということで上がっておりますので、あっせん事業では取り扱わないというところの内容になっております。

131ページから139ページにつきましては、新規就農者の営農計画の資料でございます。

続きまして、140ページでございますが、農政対策委員会の報告でございます。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、農政対策委員会の報告をお願いいたします。

農業委員 7月農政対策委員会の報告を行います。

【資料に基づき報告】

以上です。

議長 担当地区の委員さん、分かってあれば報告。

農業委員 初めて聞いた。

事務局 その部分、担当地域の「表紙」とか「がんばっています」の部分については、たしか6月の総会で、こういう5月の農政対策報告で載せている内容で、既に「表紙」の部分が福吉地区が担当、「がんばっています」が怡土地区が担当という部分はお知らせしていたかと思えます。

今回、農政対策委員会のほうでは、福吉地区が農業委員が担当というところがございますので加茂委員が担当ということになりますし、怡土地区につきましては宗敏郎委員のほうを担当でございますということで、できましたら今から、期間は短くございますけれども、8月26日までに、その表紙となる方の対象世帯を事務局まで御連絡いただきまして、9月上旬までに、取材と、原稿の関係もございますので、取材等ができる体制でお願いできないかということでございます。

今回初めてかと思えますけれども、26日までにちょっとできましたら、この方の家族がいいよみたいなところを教えていただけたらなど。それを基にまた地元の委員さんと事務局のほうで日程を合わせまして対象の世帯に取材に行くというやり方になると思えますので、9月上旬が取材の期限ということで、8月26日までに対象者あたりはお決めになっていただけないかというところが内容でございます。よろしくお願いいたします。

農業委員 宗君から、もう決めておるとい話は知っております。聞いています。でも、本人がちょっと入院するけん。

事務局 怡土地区につきましては、宗敏郎委員のほうから連絡が入っております。

議長 それでは、福吉地区はよろしく申し上げます。
続きまして、農地対策でいいかな。

それでは、農地対策B班の報告をお願いいたします。

農業委員

それでは、農地対策B班の報告を、現地調査の報告をいたします。

7月19日に、4件の調査の報告です。

1番から説明します。

志摩久家の■■■■さんの分ですが、ここは以前、建設廃材が置かれておいて、撤去指導、文書指導があっていたわけですが、依然置かれたままということで、現地に行ってみますと、196平米の分につきましては防草シートが敷かれており、農地管理をしてあるのかなと判断しておりますが、581平米につきましては、トラック5、6台分の廃材がそのまま置かれており、農地としては活用できない状態でありました。再度撤去通知を出していくことになっております。

2番の泊の分ですが、これは当初、農業機械、コンバインとトラックの置場ということで申請が上がっておったわけですが、本年の5月13日に完了報告があり、5月18日に県が確認をされました。その後、どの時点か分かりませんが、コンテナが設置され、カフェがオープンしておると、建ったということで市が確認に行っておりましたが、この件については、転用後の指導等についていろいろ難しいところがありましたので、事務局から報告をしていただきたいと思います。

事務局

こちら、県のほうにどういう指導がいいのかというところで、まだ回答が来ていない状況ではあります。このことは転用許可の条件違反というところで指導ができるかというところがポイントになってくると思いますので、この部分が説明でき次第、また通知を送るかという対応になってくるかと思えます。こちら併せて現況証明も発行するつもりはなかったということになっても許可条件違反で指導ができるかというところを確認して、指導できるとなれば、また県のほうに指導を仰ぎたいと思えます。この部分につきまして、関係する課にも情報を流していきたいと考えております。以上です。

農業委員

それでは、その件につきましては後日また報告したいと思います。

3番目の川原の件ですが、今、基盤整備が行われておいて、かなりの山手でありました。現地にはサツマイモとかエダマメが植わっておったわけですが、この農地の一部、3坪くらいが対象地だったと思えますが、既にプレハブの小屋が建っており、幸い外から見ることはできましたので、草刈り機とか肥料とかの小道具、資材が入っていたわけですが、既に基礎つきの8畳くらいのプレハブが建っておりまして、またすぐ横には2坪くらいの基礎が既に出来上がっており、どうしても農業をしていく上で小屋が要るのは分かるわけですが、所有者と利用されておる■■■■、双方

に通知を行って、一緒に来てもらい、指導、対談をしてもらうということにしております。

また、この地区におきましては、中山間地の支払い制度の区域内ということで、面積の変更もしていかなければならないと思っております。

4番につきましては、本区ですが、白米以外の農地につきましては全てキクイモ、ウコンが栽培されており、問題ありませんし、 についてはキクイモが栽培されております。その他の番地につきましては、若干雑草が生えておるところもありましたが、堆肥がまかれたり、次の作付準備がなされておりました、問題はなかったと判断しております。以上です。

議 長

ありがとうございました。

事務局

報告ありがとうございました。

議案書の143ページにつきましては、7月に経営改善計画の認定をしました部分、これ期限を過ぎてございますが、資料をつけておりますので御一読願います。

それでは、議案書の1ページに戻っていただきまして、今後の予定ということで上げております。

【資料に基づき説明】

以上、今後の予定でございます。

議 長

予定も大分終わりました。
ほかに何か。

農業委員

ちょっと相談といいますか聞いてもらいたいとですけども、私たちの農区でですね、二作の方があるんですけども、その方が一年中、田は植えてあるんですけども、一年中あぜ草は切らない、溝さらいもせん、農協にも話して、私も本人に会って、せめて草、手伝うけん、管理はしてくださいと話したんですけど、全然そういうやる気がないということです。農業委員会のほうから、警告ではないけど、ちゃんと管理してくださいという事務的なものは発送されないですよ。

議 長

地元の方ですか。

農業委員

そうです。あと会長は御存じです。

農業委員 　　どこの人。どこの地区。

農業委員 　　志摩御床。

農業委員 　　地元ですやんか。

議　長 　　あの人。
志摩の人で、自分の近くの人でしょう。私の近くの人でしょう。

農業委員 　　はい。

議　長 　　それならあの人やね。
何かその点は親戚か知り合いの方。

農業委員 　　いらっしゃるばってん、その人ももう俺も諦めて何年にもなるという。

事務局 　　その他の部分でちょっとあれですけども、今日御欠席の三坂委員のほうのお見舞金のほう、対象となってきますので、また皆さんの積立てのほうから、お見舞金のほうを出したいと思っております。
それから、初盆会のお知らせということで、今、手元に名簿と地図のほうを載せておりますけれども、こちらにつきましてはあくまでお知らせということで、必ずということではございませんので、今日こういう方が初盆だということでお知らせするものでございます。
それと、今日こちらに載っていない分、 地区の 推進委員さんのほうのお父様が亡くなられたのがこの4月ということでこの名簿には載っておりませんが、ちょっとうちのほうもまた改めて調べますが、お参りを考えている方につきましては、また後ほど一回事務局のほうに住所等とかを確認していただければなと思います。
初盆会についてお配りしている部分については、お知らせということで、行ってくださいねということではないという、誤解がないようお願いいたします。
それと、もう一つお手元にコンテナ、プレハブということでお配りしています。本当はこれお配りしている分については今回の「生命と大地」の26号に掲載する内容の一部でございますので、この頃こういうのが、コンテナ等が増えてきておりますので、そういう周知ということで御確認だけいただければなと考えております。
その他については以上でございます。

議　長 　　推進委員の さんについては古家君、分かるとるなら。

農業委員 ■■■■■さんの件について。

議 長 そうそう。
事務局もどうするかね。

事務局 いや。どうしますかね。今回は出ておりませんが、また確認できれば、こういう分、またお知らせできるか、■■■■■が自宅になると思いますけれども、お亡くなりになったお父様のお名前等はまた付け加えて、必要であればまたファクス等でお知らせしたいとは思っております。

農業委員 家の地図もある。

事務局 そうですね。また■■■■■さんの部分のお名前と住所、連絡先のほう、委員さん全員に送らせていただき、地区の委員さんのみと言っておりましたが、全員のところに。

農業委員 お願いします。

議 長 ほかに何かありましたら。

農業委員 今月の2日に新人研修ということで福岡国際センターのほうに行ったんですけれども、案内のファクスに何時から何時までという時間もないし、午前中で終わるものか昼からもあるものか全然分からんで、ほかの地区は弁当を用意したり、受付の人もおったり、糸島は誰もおらん。受付した者もおれば、せんで帰った人もおったり、もうちょっと内容を詳しく、何時まであります、弁当は個人で用意してくださいとか、ちょっと分からんで、一緒に行った人も何人もちょっとおどおどしておりましたので、もう来年は新任委員じゃないばってんが、もうちょっと優しくしていただけると。

議 長 事務局、もうちょっと親切に分かりやすく、よろしくをお願いします。

事務局 すみません。御指摘のとおりでございまして、時間ですとか、ここに来てこことかという部分でちょっと不十分な御案内だったと思います。
これからもまたそういう研修等もございまして、また時間帯が分かるものはちょっと気をつけて御案内させていただきます。申し訳ございませんでした。

議長 ほかには何かありましたら。

農業委員 クローバプラザであったやん。あれって糸島市からバスとか出されるのか。よそはバスで来よる。

事務局 すみません。今まで視察のときしかバス使いよらんかったけんですね。また関連のほう、バスの運行管理をしている課のほうに、こういう委員研修といいますか、そういう部分での活用はできないのかというところを確認したいと思います。ちょっと使えるものじゃないかなと思ひよりますけど。

議長 人数は把握できるんです。推進委員さんと農業委員さんとが一緒に乗れば53人から乗るけん、あのバスじゃ乗り切らんし。

農業委員 全員乗っていつちゃうか。

議長 そこらの把握で。

農業委員 締切り。

議長 締切りが何人になるか、できればあれなんですけど。ちょっとそこら辺、事務局ともう一回話し合わせてください。ほかには何かありましたら。

(質問、意見なし)

事務局 丁寧な御審議ありがとうございました。
閉会に入ります。
閉会の挨拶を丸山副会長よりお願いいたします。

副会長 本日は非常に案件が多い中、慎重審議ありがとうございました。事務局、会長、お疲れさまでした。
利用状況調査もまだ、取り組んだところもあるかもありませんけど、まだこれからというところもあるかもありません。暑いので気をつけて調査のほうも終わらせていただきたいと思います。
また、週末からお盆を迎えますけれども、皆さん、暑い中ですので、体にだけは気をつけてお過ごしください。
これをもちまして、第6回糸島市農業委員会総会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

令和4年8月10日

議長

1 番 内 野 敏 一

議事録署名人

3 番 丸 山 文 子

19番 荻 原 昌 之